



インド仏教と酒

柳 幹康

仏教において飲酒は基本的に禁止されていますが、その位置づけや実際の状況は様々でした。これから三回にわたり、インド・中国・日本の仏教と酒について見て参ります。

インド仏教において飲酒は在家・出家ともに禁じられていました。

出家者の規範である律には、飲酒が禁止された理由として、僧侶が悪龍を調伏した際に供養された酒を飲み、酔って醜態を曝したことが記されています。ただし薬としての使用——酒でしか治せない病気にかかった場合に飲む、あるいは腫瘍に塗る——ことは例外的に許容されていました。またアルコール依存症の者が出家した場合については、酒の臭いを染みこませた水を与える、あるいはまずは飲酒を許したうえでその量を次第に減らし、最終的には全て断たせ

るなどの対処法も示されています。

在家信徒が守るべき五戒にも飲酒の禁止が含まれています。五戒とは(1)不殺生(殺さない)、(2)不偷盜(盗まない)、(3)不邪淫(邪な性関係を持たない)、(4)不妄語(嘘をつかない)、(5)不飲酒(酒を飲まない)という身につけるべき五種の善い習慣です。当初、五戒はすべて守るものという理解が一般的でしたが、後には分受(自分で部分的に選びとり守ること)を認める説も現れました。仏教の実践の間口を広げ、それぞれに出来る範囲でより良い生活を送らせるための措置だと思われます。

仏典のなかには飲酒の過失を具さに数え上げるものがあります。たとえば『長阿含経』巻一 一および『中阿含経』巻三三は六つ、『四分律』巻一六は十、『大智度論』巻一三は三十五、『分

「不善惡所起經」卷下は三十六の過失を列挙しており、そこには「財産を失う」「諍いを起こす」「病を生じる」「悪評を招く」など様々な飲酒の弊害が示されています。

ただし飲酒に対する各種仏典の態度は、必ずしも一定していませんでした。たとえば飲酒そのものを重大な罪と捉え、「それは諸惡の根源である」「飲めばみな地獄に落ちる」などと口を酸っぱくして説く經典があります（『正法念處經』卷七、『大愛道比丘尼經』卷下）。その一方で、飲酒に寛容な經典もあり、そこには以下のような上戸には有り難い「仏説」が記されています。

もし人が酒を飲んで悪い行いをせず、歡喜することでも悪しき思いを全く抱かないのであれば、その善き心によって、良き果報を得るであろう。そのような場合、どうして五つの善なる習慣を失ったと言えようか。酒を飲みつつ善い習慣を心の中にしかと保つ

ておれば、その福德は益々増すのである。

（『未曾有因緣經』卷下）

酒を飲んでも惡事を為さなければ問題ないと言っただけではなく、飲酒により心を歡喜で満たして煩惱を遣るといふ利点もあると説き示しています。ただしこのような飲酒肯定論は極めて異例であり、飲酒を除くべき惡習として指弾するのが一般的でした。

また教理学者の間でも飲酒の位置づけは議論の対象となりました。飲酒は律で基本的に禁じられる一方で、薬用としての摂取は許容されています。また五戒のうち飲酒以外の四種は行為そのものが明確な惡であるのに対し、飲酒は必ずしもそうとは言いきれません。このような性質に鑑みてインドの教理学者は、「性罪」と「遮罪」という二分法を用いるようになりました。「性罪」とは、煩惱で汚れた心により為される行為で、それ自体が罪惡であるものです。それに対し「遮罪」とは、煩惱のない心によっても

為されるが、別の過失を引き起こしかねないため、仏により禁止された行為を指します。五戒を例にすると、飲酒は「遮罪」、それ以外の四種（殺・盗・邪姪・妄語）は「性罪」となります。では「遮罪」に分類される飲酒は、別の過失——酔って刃傷沙汰や窃盗など別の悪業を犯すこと——が問題なのだから、人様に迷惑をかける範囲で楽しむ分には問題ないのでしょうか。これに対するインドの著名な教理学者世親

天竺二世親菩薩



世親（仏祖道影） 禅文化研究所、一九九七年

（Vasubandhu、五世紀）の答えを紹介して、今回の結びといたします。

「酒を飲んで楽しもう」と思うのであれば、それは欲望に汚れた心に他ならない。そのような煩惱に塗れた心で飲むのであれば、当然ながら罪悪となる。（『釈軌論』取意）

【主な参考文献】 杉本卓洲「飲酒戒考」『金沢大学文学部論集 行動科学科篇』五、一九八五年。中村元「中村元選集」一五、春秋社、一九七二年。平川彰「平川彰著作集」一六、春秋社、一九九四年。堀内俊郎「世親の飲酒観」『仏教学』四六、二〇〇四年。道端良秀「中国仏教史全集」七、書苑、一九八五年。

柳 幹康（やなぎ みきやす）

一九八一年栃木県生まれ。二〇一三年東京大学大学院博士課程修了、博士（文学）。現在東京大学東洋文化研究所准教授、花園大学国際禅学研究所副所長。

お願い

花園俳壇・花園歌壇

俳壇・歌壇への投稿は、それぞれ別の郵便はがきを使用し、各三句(首)までを読みやすく書いてお送りください。

*ㄱ切りは毎月1日です。

『花園』へのご意見・ご感想など

本誌へのご意見・ご感想など、「編集室花園係」までお送りください。お待ちしております。

送り先

〒616-8034 京都市右京区花園木辻北町1
妙心寺派宗務本所内編集室
俳壇／歌壇／花園 係

*住所、氏名を必ずお書きください。

*俳壇・歌壇ともに作品は未発表のものに限ります。(他誌投稿作品、転載は不可)

*なお投稿はお返しいたしません。

花園
hanazono

「いつもココロに花園を」
あなたとわたしのポケットエッセイ集

【花園】第73巻 第9号(通巻第865号)
令和5年9月1日発行(毎月1日発行)
定価60円

【発行人】野口善敬

【編集人】箱崎善法

【印刷人】古崎良一

【発行所】京都市右京区花園木辻北町1
妙心寺派宗務本所 教化センター
振替／01060-9-1400
電話／075-463-3121

表紙の絵

しゅうとう
「秋燈」



灯の下、菊酒の一滴で
艶めく器肌に浸る秋。

絵・元場 葵(もとば あおい)

月刊『花園』1冊送りの年間購読料は、1,620円(税・送料込)です。
下記のお電話か、ホームページでお申込みください。

【妙心寺派宗務本所 頒布課】電話：075-467-2990

【妙心寺派直売店 web shop】

<http://www.myoshinji-shop.jp/fs/myoshinji/g05-0002>

*乱丁、落丁本はおとりかえいたします。